

知 得 情報ボックス

税

自動車税は5月31日までに おさめましょう

自動車税は、毎年4月1日の自動車の所有者または使用者に納めていただく税金です。

平成18年度の自動車税の納期限は5月31日(水)となっています。鹿児島県の自動車税は金融機関や郵便局のほかに、コンビニでも納めることができます。5月に納税通知書が送付されますので、是非ご利用ください。

【取扱いのできるコンビニ】

エブリワン、ココストア、サークルK、サンクス、セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン

(五十音順)

災害によって自動車に損害を受けた方や、一定の要件に該当する身体障害者または精神障害者の方のために利用される場合は、自動車税が免除されますので、お早めにご相談ください。

【問い合わせ先】

自動車税管理事務所

TEL 099-261-5611

変わります！自動車税の「月割計算」

平成18年4月1日(土)から県域を越える自動車の転出入における自動車税の月割計算が廃止されます。

引っ越しや売買によって自動車のナンバーが他の都道府県のナンバーに変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新た

な課税がなくなります。

【例えば】

4月1日現在に住んでいたA県で自動車税を納めました。

その後、B県へ引っ越し、B県のナンバーに変更登録しました・・・

今までは、B県からは自動車税が月割で新たに課税され、A県からは自動車税が月割で還付されていました。

平成18年度以降は、月割計算による新たな課税も還付もなくなり、引っ越し先のB県からは翌年度分から自動車税が課税されます。

【問い合わせ先】

県庁税務課

TEL 099-286-2202

自動車税管理事務所

TEL 099-261-5611

障害者に対する自動車税・自動車取得税の減免があります

県では、身体障害者や精神障害者が取得し、または所有する自動車(精神障害者または18歳未満の身体障害者については、生計を同一にする者の所有を含みます。)について、次のような一定の要件に該当するときには自動車税および自動車取得税を減免しています。

○身体障害者が日常生活用として運転する場合

○生計同一者が専ら身体障害者等の通学、通院、通所または生業のために運転する場合

○身体障害者等のみで構成された世帯で生活する身体障害者等の通学、通院、通所または生業のために常時介護する者が運転する場合など

【問い合わせ先】

県自動車税管理事務所

TEL 099-261-5611

くらし

住宅用火災警報器の設置義務

住宅火災による人的被害を軽減するため、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられます。

○適用時期

・新築の住宅

平成18年6月1日から

・既存の住宅

平成23年5月末日までに設置

○設置場所

就寝の用に供する居室(寝室)

寝室がある階の階段など

●消防署・消防団が販売することはありません。悪質な訪問販売にご注意下さい。

【問い合わせ先】

阿久根地区消防組合

東分遣所 TEL 0996-86-0119

長島分遣所 TEL 0996-88-5333

緑の募金にご協力を

今年も「春期緑の募金運動」が始まっています。

緑の募金は、私たちに多くの恵みを与えてくれる森林やみどりを守り育てるため、「緑化活動」や「森林づくり活動」に役立てられています。皆さまのご協力をお願いします。

○緑の募金期間

2月1日(水)～4月30日(日)

○募金の使途

・公共施設や道路などでの緑化活動

・下刈りや間伐などの森林づくり活動

・森林ボランティア団体や緑の少年団への活動助成